

バーチャル空間における意匠保護の現状と今後

——著作権法、不正競争防止法との差異を踏まえて

大阪大学大学院 法学研究科 准教授 青木大也

I. はじめに

近時、バーチャル空間やそれを前提としたメタバースをめぐる知的財産法上の問題が取り沙汰されている^{*1}。特許庁でも、今後の知的財産権政策の検討の方向性を議論する政策推進懇談会において、若干文脈は異なるものの、「NFT化した画像データの意匠権保護」がテーマとして取り上げられた^{*2}。意匠法に関しては、主にリアルな物品について、無許諾でバーチャルオブジェクトとして利用される場合の帰趨如何が検討の対象とされるが、この点に関連しては、我が国の意匠法は、後述の通り、画像の意匠でカバーできる一部を除いて、バーチャル空間上における役割は小さいと思われる、また同法に基づく積極的な保護が提案されている状況でもない^{*3}。むしろ、従来の著作権法による保護のほか、目下、不正競争防止法上の形態模倣規制（不正競争防止法2条1項3号）の拡張による対応^{*4}が検討されているところである。

この点、欧州にあっては、欧州共同体意匠制度に係る意匠権がバーチャル空間にも及ぶことを念頭に置いた議論が既にされているところであり^{*5}、また、“article of manufacture”の意義をめぐって議論のある米国においても、近時、(GUIとしてではないと思われる)バーチャル空間上の靴に係る意匠特許の登録例等が登場しており[図1]、今後議論を呼ぶように思われる。

本稿は、このような状況に鑑み、我が国意匠法に関して、

- ①リアルな物品^{*6}に係る意匠についての意匠権がバーチャルオブジェクト化等に及ぶか

- ②バーチャルオブジェクトを創作した場合、それについて意匠登録を受けることで、意匠法による保護を期待できるか（さらには、それがリアルな物品として利用される場合に保護を期待できるか）

という問について、著作権法や形態模倣規制にも目配りをしつつ、コメントすることを目的とするものである。

- *1 例えば、2022年11月には、知的財産戦略本部に「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」が設置され、知的財産法に関するものを含むメタバース上の多岐にわたる法的論点について、議論が進められている。
- *2 特許庁政策推進懇談会「知財活用促進に向けた知的財産制度の在り方—とりまとめ」(2022年6月)15頁。なお筆者は2022年6月3日の同懇談会第4回にて、「NFT化した画像データの意匠権保護」と題するプレゼンテーションを行った(同懇談会の内容は非公開である)。
- *3 例えば、知的財産戦略本部「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」第一分科会(第2回)配布資料「現実空間と仮想空間を交錯する知財利用、仮想オブジェクトのデザイン等に関する権利の取扱いに関する論点の整理(たたき台)」(2023年2月)(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kanmin_renkei/dai1bunkakai/dai2/siryou1.pdf)。なお以下全てのURLは、2023年2月12日最終閲覧)4頁では、「意匠法による対応については、クリエイターの創作活動に対する萎縮効果を生じさせる等の懸念もあることから、中長期的課題として慎重に検討することが適当である」とされている。
- *4 産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方(案)」(2023年1月)7頁以下https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/022_s01_00.pdf参照。もっとも、後述のように形態模倣規制が素直に機能する場面とそうとは限らない場面とがあるものと思われる。
- *5 例えば、Mikko Antikainen, Differences in Immaterial Details: Dimensional Conversion and Its Implications for Protecting Digital Designs Under EU Design Law, *IIC*